

業 務 委 託 契 約 書

1. 業務の名称 令和7年度観光案内人と責任ある観光客のマッチング制度構築に係る FS 調査業務
2. 業務の場所 竹富町内外
3. 履 行 期 間 自：令和7年 月 日
至：令和8年2月20日
4. 委託業務料 金 円
うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額中課税分に110分の10を乗じて得た金額である。
5. 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者 竹富町長 前泊 正人（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、次の条項によって、令和7年度観光案内人と責任ある観光客のマッチング制度構築に係る FS 調査業務（以下「委託業務」という。）の委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、双方が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和7年 月 日

委託者：住 所 沖縄県石垣市美崎町11番地1
氏 名 竹富町長 前泊 正人

受託者：住 所
名 称
氏 名

(総則)

第1条 甲及び乙は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書に従い、日本国の法令並びに沖縄県及び竹富町の条例・規則等を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 甲は、その意図する成果を得るため、業務に関する指示を乙に対して行うことができる。この場合において、乙は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

(実施計画書)

第2条 乙は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を記載した実施計画書（任意様式）を契約締結の日から14日以内に甲に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 業務内容
- (2) 業務の実施方法
- (3) 実施工程
- (4) 実施体制
- (5) 経費内訳表

2 乙は、甲の承認を得た実施計画書に沿って、業務を行わなければならない。

(経費の内訳)

第3条 経費の内訳は、別紙「経費区分表」のとおりとする。

(契約内容の変更)

第4条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

- (1) 賃金、物価等に著しい変動があったとき。
- (2) 天災その他の災害により著しい被害を受けたとき。
- (3) この契約を履行するために必要な物品に係る税について変動があったとき。
- (4) 行政目的上、又はその他の理由により、この契約の内容について仕様を変更し、あるいはこの契約の履行を中止し、又は打ち切る必要が生じたとき。

2 前項に規定する協議が、甲が定めた協議開始の日から30日以内に整わない場合には、前項に規定する変更の内容は甲が定めるものとする。

3 第1項の規定により契約を変更した場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲乙協議して定める。

(計画の変更)

第5条 乙は、第2条の規定に基づき甲の承認を受けた実施計画の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、あらかじめ実施計画変更等承認申請書（様式第1号）により甲に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更については、この限りではない。

(1) 変更に係る内容が軽微なもの（経費区分をまたがる配分額の変更で、各配分額の20%を超えない範囲での流用増減等）であるとき。

(2) 天変地異その他やむを得ない事由により、契約の一部の履行が困難となったとき。

2 甲は、前項の承認をするときは、条件を付すことができる。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

（秘密の保持）

第7条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、甲の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

（著作権の譲渡等）

第8条 乙は、この契約の履行によって作成された報告書その他の成果物（以下「成果物」という。）に係る著作権の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他の知的財産権等のうち乙に帰属するもの（乙が従前から保有していた著作物をこの業務のために改修した場合の当該改修部分に係る著作権を含む。）を当該成果物の引渡し時に甲に無償で譲渡する。乙は、甲が求める場合には、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。

2 乙は、成果物に関して著作権人格権を行使してはならない。また、当該著作物の著作権が乙以外の者であるとき、乙は、当該著作権者が著作権人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

（著作権の侵害の防止）

第9条 乙は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、甲に対して保証する。

2 乙は、その作成する成果物が第三者の有する著作権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

（再委託の制限）

第10条 乙は、業務の全部を一括若しくは分割して、又は仕様書において指定した部分を第三

者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、再委託承認申請書（様式第2号）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「軽微な部分」を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

3 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、この契約を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、当該第三者と約定しなければならない。

（履行状況の報告）

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務の実施状況、経費の使途その他の必要な事項について報告を求め、又は調査を行うことができる。

（損害の負担）

第12条 業務の実施にあたって生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

（完了報告）

第13条 乙は、業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書（様式第3号）に成果物一式その他甲が必要と認める書類を添えて甲に報告しなければならない。

（完了検査）

第14条 甲は、前条の業務完了報告書を受領した日から10日以内に、乙により実施された業務がこの契約の内容に適合するものであるかの検査を行い、業務の完了を確認しなければならない。

2 乙は、前項の検査に不合格となり、甲から期限を指定して補正を命じられたときは、自己の負担で指定期限内に補正し、甲の検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして前項の規定を準用する。

（額の確定）

第15条 甲は、前条の検査の結果、業務の実績のうちこの契約の内容に適合するものであると認められる範囲において、甲が支払うべき委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

2 前項の確定額は、業務に要した経費の額と契約額とのいずれか低い額とする。

（委託料の支払）

第16条 乙は、前条に定める通知を受けた後に、委託料（既に受領済の額があるときは、当該受領済額を控除した額）の支払を請求することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は業務の完了前に業務に必要な経費として委託料の概算払を請求することができる。この場合において、甲は、当該請求に対し支払うことが適当であると判断したときは、概算払を行うことができる。
- 3 甲は、前2項の規定による請求があったときは、請求書を受領した日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。
- 4 前条の額の確定の結果、概算払に過払いが生じたとき、又は業務の遂行に伴い乙に発生した収入があるときは、甲は乙に対し、期限を定めて過払額又は収入相当額の返還を求めることができる。
- 5 甲は、乙が前項に規定する返還を甲の指定する期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対し、その未納に係る期間に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（部分払）

- 第17条 乙は、委託業務の一部が完了し、かつ、可分のものであるときは委託業務の出来形部分（以下、「既履行部分」という。）に相応する金額（以下、「業務委託料相当額」という。）について、契約期間中3回を超えない範囲で、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。
- 2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を甲にもとめなければならない。この場合においては、甲は10日以内にその一部について完了検査を行い、その結果を受託者に通知しなければならない。
 - 3 乙は、前項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、適法な当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。
 - 4 部分払金の額は、業務委託料相当額を超えない範囲で、甲と乙とが協議して定める。ただし、甲が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
 - 5 第3項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第4項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とする。

（履行遅滞）

- 第18条 甲は、乙が契約期間内に業務が完了しないため、期間の延長を求めたときは、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し年2.5%の違約金を徴収して承認することができる。ただし、天災、地変その他乙の責によらないものについては、違約金は徴収しない。
- 2 前項の違約金は、委託料の支払のときに控除し、その額が委託料の額を超えるときは、その

超える額を徴収する。

(契約不適合責任)

第19条 甲は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、不適合を知った時から1年以内に乙に対してその旨を通知し、成果物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができる。

2 前項の規定は、その不適合が仕様書の記載内容、甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りでない。

(甲の解除権)

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(2) 竹富町から指名停止措置を受けたとき、乙又はその代理人その他乙の使用人（第10条の規定により業務の一部を委任又は請け負わせた者及び下請負人（一次又は二次以降の全ての下請負人をいう。）を含む。）が暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する等不適切な者に該当するとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 甲は、乙が、第22条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たときは、契約を解除することができる。

3 第1項又は前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

第21条 甲は、業務が完了するまでの間は、前条第1項及び第2項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第22条 甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき、乙は、契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除の効果)

第23条 契約が解除された場合には、業務の履行、成果物の引渡し及び委託料の支払いに関する甲及び乙の義務は消滅する。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、乙が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を乙に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(帳簿等の整備及び保存)

第24条 乙は、業務に要する経費について、支出額を明確に記載した帳簿を備え、かつ全ての支出内容を証明又は説明する証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、前項の帳簿等を業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(契約外の事項)

第25条 この契約書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める

令和 年 月 日

竹富町長 前泊 正人 殿

名 称
代表者氏名

令和 7 年度観光案内人と責任ある観光客のマッチング制度構築に係る FS 調査業務に係る
実施計画変更等承認申請書

令和 7 年度観光案内人と責任ある観光客のマッチング制度構築に係る FS 調査業務業務委託契
約書第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり計画を変更したいので、承認願います。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更後の業務委託に要する経費の内訳（新旧対比）

経 費 区 分	変更前の金額 (円)	変更後の金額 (円)	差 引 (円)

令和 年 月 日

竹富町長 前泊 正人 殿

名 称

代表者氏名

令和 7 年度観光案内人と責任ある観光客のマッチング制度構築に係る FS 調査業務に係る
再委託承認申請書

業務の実施にあたり、下記のとおり再委託を行う必要があるため、令和 7 年度観光案内人と責任ある観光客のマッチング制度構築に係る FS 調査業務業務委託契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき申請します。

記

- 1 再委託を予定する業務
- 2 再委託予定額
- 3 再委託先
- 4 再委託の必要性
- 5 再委託先選定理由
- 6 再委託先の適格性

令和 年 月 日

竹富町長 前泊 正人 殿

名 称
代表者氏名

令和 7 年度観光案内人と責任ある観光客のマッチング制度構築に係る FS 調査業務に係る
業務完了報告書

令和 7 年度観光案内人と責任ある観光客のマッチング制度構築に係る FS 調査業務業務委託契
約書第 13 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 委託業務の実施期間

令和 年 月 日 着手
令和 年 月 日 完了

2 業務の成果

3 契約額及びその精算額

経 費 区 分	契 約 額 (円)	精 算 額 (円)	差 引 (円)

4 添付書類

- (1) 収支精算書及び支出済額明細書
- (2) 委託業務等の経過又は成果を証する書類
- (3) その他参考となる書類

(別紙)

経 費 区 分 表

経費区分	金額 (円)	備考
1 直接人件費		
2 直接経費 旅費 会議費 備品費 借料及び損料 消耗品費 印刷製本費 補助員人件費 その他諸経費		
3 再委託費		
4 一般管理費		((直接人件費＋直接経費) × 一般管理費率) - 端数処理
業 務 価 格		
消費税及び地方消費税		業務価格×10%
委託業務料 (税込)		